

新型コロナウイルス感染防止を目的とした

テイクアウト促進事業新規参入事業者 支援補助金

①補助金の対象となる事業

飲食店のテイクアウト営業促進と利用者の利便性向上を図る新たな事業

②補助金

最大 50万円 (新規参入時 最大20万円)
(6か月の事業継続後 最大30万円)

③事業の要件 (主なもの)

- ・令和2年3月1日以降、新たに取り組む事業である。
- ・飲食料品の注文受付、受取・配達、集金等の代行などの一連の業務を行うことで、市内飲食店のテイクアウト営業を促進するものである。
- ・市内飲食店3店舗以上のテイクアウトを利用できる。
- ・市民が広くテイクアウトを利用できる。(一定範囲の配達エリア指定は可。)
- ・1年以上の具体的な事業計画を立てている。
(利用可能店舗、メニュー、配達料、注文から集金等までの手続きフロー、新規参入経費、事業運営経費、収支計画等を具体的に記載したもの)
- ・配達など、事業に必要な許認可を取得している。

④申請者の要件 (主なもの)

- ・申請日までに1年以上の事業実績がある法人・団体・個人事業主
(市内に本社、本部、住所があり、市税を完納している者に限る。)

⑤新規参入に係る申請の期間 (新規参入後に申請ください)

令和2年5月1日(金)～令和2年7月31日(金) [当日消印有効]

問い合わせ (まずはご相談ください)

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市 産業振興部 商工振興課 あて

電話 0834-22-8373(平日の8時30分～17時15分)

Eメール: shoko@city.shunan.lg.jp

周南市 コロナ 支援

検索



←事業者支援を
まとめています。